

3月上旬号に掲載しました、3月27日(金)・30日(月)に開催を予定しておりました「四日市市議会 議会報告会」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

議会事務局 議事課 TEL 354-8340

お忘れなく！犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬の飼い主は、「狂犬病予防注射月間」の4～6月に狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。「動物病院」または市が行う「集合注射会場」で狂犬病の予防注射を受けさせてください。なお、保々地区での集合注射は下記の通りです。

また、犬の生涯に1回の登録と、市内で新たに犬をお飼いになる際は転入の届けもお願いします。



日時：4月8日(水) 13時00分～13時40分

場所：保々地区市民センター 自転車置き場



- 持ち物：●市内に登録のある犬…お知らせのハガキ(3月下旬発送予定)と注射費用
●市外で登録がある犬で市内に転入する犬…前住地で交付された犬鑑札と注射費用
●新たに登録する犬…登録費用と注射費用
- 費用：★集合注射 1頭につき3,400円(注射料金2,850円+注射済票交付手数料550円)
※昨年度と注射料金に変更になりましたので、ご注意ください。
- ★登録 1頭につき3,000円

【注意事項】

- 1 ご来場の際は事故防止のため、首輪は外れないようにしっかりと付け、犬を制御できる人が連れてお越しください(制御ができない場合は、動物病院での接種をお願いします)
 - 2 どの注射会場でも受けられますので、ご利用ください
 - 3 フン尿の始末は、連れて来られた人が責任を持って行ってください
 - 4 市役所(芝生広場横)4月20日(月)13:40～14:10に車で来場される場合は、市営駐車場をご利用ください
 - 5 雨天の場合でも実施します
- ※ 詳細については下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】四日市市保健所 衛生指導課 ☎352-0591 FAX351-3304

4月の自動車文庫



【9日(木)】

人権プラザ小牧	10:10～10:40
市場町	10:50～11:20
西村町営農センター	13:40～14:10
高見台	14:20～15:00

【21日(火)】

中野町稲場池	14:30～15:00
--------	-------------

社協からのお知らせ

【香典返しに代えてのご寄付】

地域社会福祉基金にご寄付いただきありがとうございます。

亡 増田 九郎様

増田 九様(西村町上条)



感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。マスクがない時は、代用品を使いましょう。自分の手を用いるのではなく、ハンカチやタオルなど、口を塞ぐことができるもので代用することでも飛沫（くしゃみなどの飛び散り）を防ぐ効果があります。

また、できる限り混雑した場所を避けてください。屋内で互いの距離が十分に確保できない状況で一定時間を過ごすときは注意が必要です。さらに、十分な睡眠をとっていただくなど健康管理にも心がけていただくようお願いいたします。

咳エチケット

マスクがない場合

マスクは口と鼻を覆う



とっさの場合

ティッシュやハンカチで
口と鼻を覆う



袖で口と鼻を覆う



四日市市健康危機管理対策本部

【問い合わせ先】

危機管理監危機管理室

電話 354-8119

健康福祉部健康福祉課

電話 354-8281

新型コロナウイルス感染症防止対策 自治会等の各種団体が開催する総会等への対応について

自治会等の各種団体にかかる総会等の開催においては、一度に多数の人が集まることを避けるため、書面表決や委任状により対応できる場合もあります。

ご不明な点などは、地区市民センターにお尋ねください。

書面表決の参考書式は市ホームページからダウンロードしていただけます。

必要に応じて修正のうえご利用ください。

ホームページアドレス

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1583832378494/index.html>

問い合わせ先：市民生活課 電話 354-8146

新型コロナウイルス感染症対策 「消費者として御注意いただきたいこと」

○デマに惑わされず冷静な購買活動を！

新型コロナウイルス感染が拡大している状況の下、様々な風説が流れています。

食料品や生活必需品が必要な方に届くよう、消費者の皆様には、正しい情報を見極め、デマに惑わされず、冷静な購買活動をお願いいたします。

○便乗商法にご注意を！

新型コロナウイルスを口実にした悪質商法やメールに関する相談が寄せられています。少しでもおかしいと思ったら、下記の問い合わせ先にご相談ください。

〈不審な商法などの例〉

- ・マスクを無料送付するというメッセージがスマートフォンに届いた
- ・公的機関を名乗るところから「感染予防策」と題したメールが届いた
- ・金の相場が上がるとして、金を買う権利を申し込むよう言われた

参考：国民生活センターホームページ（新型コロナウイルス感染症関連）

http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coronavirus.html

問い合わせ先

市役所1階 市民・消費生活相談室 電話354-8264

平日9:00~12:00、13:00~16:00（祝日を除きます）

ご相談は電話または来所で受け付けております。